

社会福祉法人御前崎厚生会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人御前崎厚生会

社会福祉法人御前崎厚生会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御前崎厚生会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬は、月額 50,000 円とする。

2 理事長が、理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会等に出席したときの報酬は、前項の報酬をもって代えるものとする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、会議への出席1回、又は法人及び施設業務のための出勤1回につき、その都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成14年6月1日より施行する。
2. この規程は一部を改正し、平成16年1月23日から適用する。
3. この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表1

(1) 評議員

| 内容 | 日額(税抜) | 半日額(税抜) |
|---------------------|--------|---------|
| 評議員会への出席 | 7,000円 | 3,500円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 7,000円 | 3,500円 |

(2) 理事

| 内容 | 日額(税抜) | 半日額(税抜) |
|---------------------|--------|---------|
| 評議員会・理事会への出席 | 7,000円 | 3,500円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 7,000円 | 3,500円 |

(3) 監事

| 内容 | 日額(税抜) | 半日額(税抜) |
|---------------------|--------|---------|
| 評議員会・理事会・監事監査等への出席 | 7,000円 | 3,500円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 7,000円 | 3,500円 |